

在宅サービス事業所や小規模事業所など
単独では求人活動や職員研修が難しい事業所の皆さん
複数の事業所等でユニットを組んで
すばらしい人材の確保・育成を図りませんか！

『複数事業所連携事業』 のご案内

「複数事業所連携事業」とは、福祉・介護サービスの小規模事業所等の人材確保・育成に向けた事業について、5ヶ所以上の事業所等が集まってユニットを作り、企画立案、県の補助金を受けて共同実施するものです。これまで、一つの事業所では思うようにできなかった求人や広報活動、職員研修などが効果的に取り組めるチャンスです！なお、ユニットの形成や補助金申請の仕方、具体的な取り組みの企画・実施にあたっては、宮城県社協のコーディネーターが応援します。

この事業は、福祉・介護人材の緊急的な確保を図るべく、平成21～23年度まで宮城県から委託を受けて宮城県社協が実施します。

対象となる事業所・養成施設

次の事業所等を主とした5ヶ所以上で1ユニットを形成します。

利用者の定員規模が施設サービスで50人以下の施設、在宅サービスで20人以下の事業所

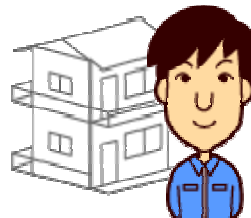
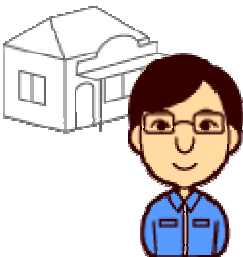
運営している施設・事業所の種類・数が単一である法人・事業所

訪問介護事業所やデイサービスセンターなどの事業所(定員20人以下)が併設されている施設は対象になります。

少額の繰越金のみ所有しており経営基盤が脆弱な施設・事業所

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の養成施設

進路選択学生等支援事業を実施し、内容が重複する事業を行う養成施設は対象になりません。



対象となる事業

介護従事者等の職員確保のための求人活動、求人説明会等を行う事業
学生募集のための学校説明会、進路選択説明会等を行う事業
人材育成のための合同研修、人事交流等の事業
その他福祉・介護人材確保のため、県が認めた事業

...例えば...

- ・同種別の事業所による合同面接会
- ・町の種別を超えた求人説明会とDVD作成による広報
- ・職員のスキルアップを目的とした地域交流イベントと、そこでの職場紹介
- ・新人職員の合同研修
- ・事業所間の中堅職員人事交流による、キャリアUP研修
- ・福祉サービス第三者評価制度の研究による合同研修
- ・施設経営と職員待遇、人事評価制度の研究

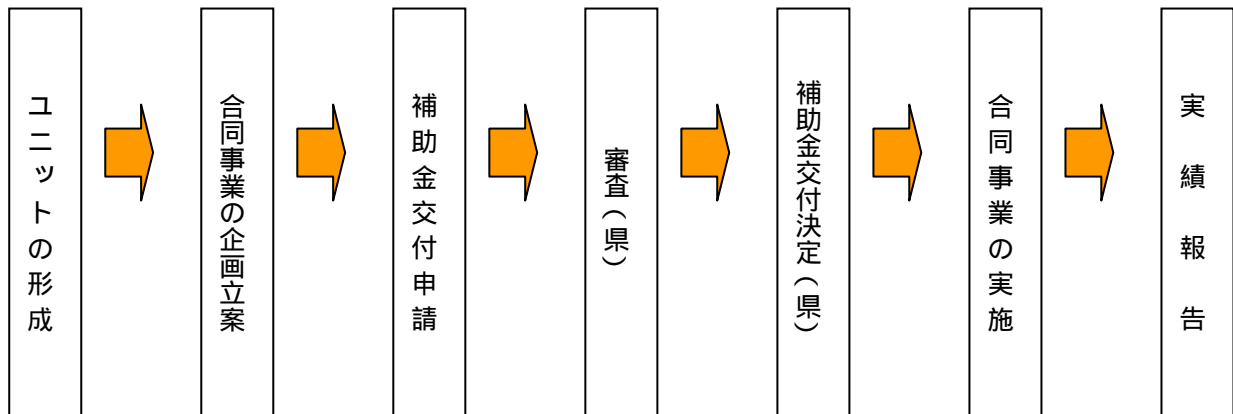
補助額

1ユニットあたり 694,000 円以内（年額）
10ヶ所以上の事業所等で1ユニットを形成する場合は、1,388,000 円以内（年額）

申請方法

ユニットの代表となる事業所等を決めて、必要書類とともに宮城県知事あて申請します。

申請書は宮城県社協を経由した提出となりますので、関心のある方・質問のある方は下記あてご連絡ください。



お問い合わせ先

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会
(担当：社会福祉施設経営相談センター)
〒980-0014
仙台市青葉区本町 3-7-4
TEL：022-216-5100
FAX：022-715-8507

